

横浜地域調達情報

令和5年5月23日公表 調達番号 横23058号

件名:インクカートリッジ等の購入【概算総価】(横浜水上警察署)

見積書提出期限:令和5年6月1日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所	
1	インクカートリッジ ほか	別紙1「品目一覧」のとおり						契約締結日 ～ 令和5年9月30日	横浜水上警察署 1階 会計課 (横浜市中区海岸通1-1)

特記事項

- 1 見積金額は、各品目の消費税抜きの単価に、それぞれの概算数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とし、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 2 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載する(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 3 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性はある。
- 4 その他詳細については、別紙2「仕様書」による。

同等品の確認の連絡先

所属	横浜水上警察署
担当者	会計課 諸伏
電話 FAX	045-212-0110 内線231 045-212-0110

## 別紙1 品目一覧

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量 A	単位	単価 B	金額 A×B
1	インクカートリッジ	エプソン	SAT-6CL	否	15	箱		
2	インクカートリッジ	エプソン	IB09CL4B	否	10	箱		
3	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	5	本		
4	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	10	本		
5	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	10	本		
6	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	10	本		
7	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	10	本		
8	インクタンク	キャノン	BCI-351XL +350XL 5色マルチパック	否	5	箱		
9	インクタンク	キャノン	BCI-381+380 5色マルチパック	否	5	箱		
10	USBメモリー	バッファロー	RUF3-K16 GB-BK	可	10	本		
11	インクフィルム	パナソニック	KX-FAN190V 普通紙ファックス用 インクフィルム 5本入り	否	10	箱		
12	写真用光沢紙	キャノン	SD-201L400 L判 400枚	可	40	箱		
小 計								
消費税及び地方消費税								
合 計								

仕 様 書

1 件名

インクカートリッジ等の購入【概算総価】

2 品目・規格

別紙 1 「品目一覧」 のとおり

3 契約内容

本契約は、概算総価見積による「品目」に応じた「単位」当たりの各単価により契約する単価契約とし、別紙 1 「品目一覧」に記載の数量は、契約期間中における過去の実績等から勘案した概算数量であり、確定数量ではないので、実際の購入数量とは異なる。

4 見積金額

(1) 見積書には、消費税法及び地方税法に基づき、課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額（外税方式又は内税方式により、「品目」等の各区分に応じた「単位」当たりの単価に数量を乗じて得た金額の合計額）の 110 分の 100 に相当する額を記載すること。また、見積書には、見積金額の算出内訳も併せて記載すること。決定に当たっては、見積書に記載された見積金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、小数点第 5 位以下を切り捨てた金額）をもって決定価格とする。

なお、見積金額の確認のため、余白部分に「契約希望金額×100/110」を記載すること。（記載例 契約希望金額 165,000 円×100/110=150,000 円）

(2) 契約単価は、契約希望金額の算出を外税方式で行った場合は、見積書に記載された各単価に当該単価の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 5 位以下を切り捨てた金額）をもって契約単価とし、契約希望金額の算出を内税方式で行った場合は、見積書に記載された各単価を契約単価とする。見積金額は 1 品目あたりの単価（税抜き）に概算数量を乗じた額の合計金額（概算総価）とし、単価、総価とも小数点第 4 位まで記入することができるものとする。

5 発注及び納入

(1) 神奈川県横浜水上警察署長（以下「発注者」とする。）が品目、数量、納入期限を記載した注文書（発注者の任意の書式）により発注する都度、該当物品を発注者の指定する期間内（原則、発注日翌日から起算して神奈川県の休日を守る条例（平成元年 3 月 28 日条例第 12 号）で定められた休日を除いた 10 日以内）に納入すること。なお、発注は月 1～2 回の予定であり、1 品目 1 単位のみ発注をすることはしない。

(2) 納入品に不良があるときは、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定期日までに良品を納入すること。

(3) 納入の都度、納品書（宛名、納入場所、納入年月日、商号、代表者氏名、納入する品目、規格、数量、単位、単価及び金額を記載）を提出すること。

(4) 契約した品目が製造中止などにより納入できない場合は、事前に書面により発注者へ申請し、了解を得たうえで同等品を納入すること。

6 代金の請求方法

代金の請求は、1か月分を取りまとめ、翌月に発注者あての請求書を提出するものとし、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、発注者は受注者から適法な請求書を受理した後30日以内に物品の購入代金を支払うものとする。

## 7 その他

見積書の提出をもって、本件契約の締結にあたり次の条件が付されることに同意したとみなすこととする。

- (1) 受注者が、自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。
- (2) 発注者又は神奈川県知事がこの契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、受注者は当該契約の処理の状況に関する調査への協力をすること。
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
- (4) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等をやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することとなる。
- (5) 本契約締結後、発注者へ請書を提出すること。